

農整第240号  
令和元年7月11日

一般社団法人 富山県建設業協会 殿

富山県農林水産部長



農林水産部 土木工事施工管理基準の一部改正について（通知）

日頃より本県の農林水産行政の推進に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このことについて、「農林水産部 土木工事施工管理基準」の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和元年7月15日以降の決裁に係る工事より適用することとしたので通知します。

（事務担当：農村整備課技術管理係）

TEL：076 - 444 - 3299

# 「農林水産部 土木工事施工管理基準」(R01.7月) の改正概要について

## 1 改正の趣旨

土木工事施工管理基準は、農林水産部所管工事の施工管理の適正化を図るため、受注者が実施する施工管理の基準を定めたもので、昭和52年4月より施行されている。

現基準は、平成30年5月に改正されたものであるが、農林水産省の一部改正及び林野庁の制定を受け、改正内容を検討し一部改正するものである。

## 2 主な改正内容

### 施工管理基準

#### 第7章 【新設】

施工箇所が点在する工事の運用について記載

#### 別表第2 撮影記録による出来形管理

デジタルカメラの画像編集について、「富山県電子納品運用ガイドライン（土木工事編）」との整合性を図る

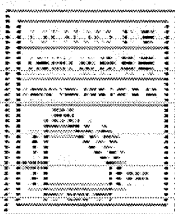
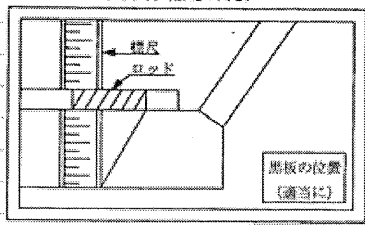
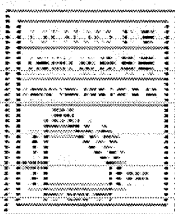
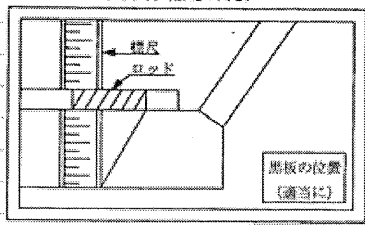
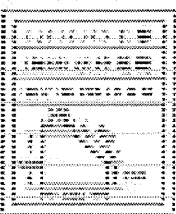
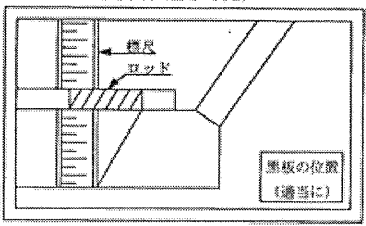
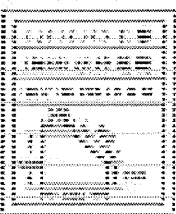
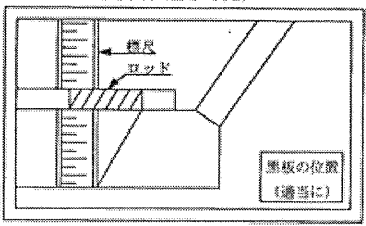
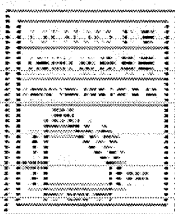
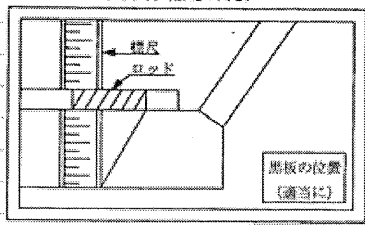
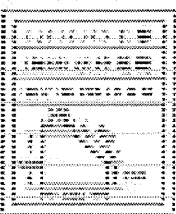
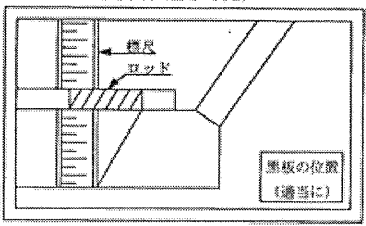
#### 別表第3 品質管理

配合設計を超える場合の記載について、「レディーミクストコンクリート単位水量測定・管理要領」との整合性を図る

改正施工管理基準の施行は、令和元年7月15日を予定。また、富山県HPによる公開をあわせて行うこととしている。

# 新 旧 対 照 表

【 土木工事施工管理基準 】

改 正 後	現 行	備 考																												
<p>土木工事施工管理基準 第1～第6 [省略]</p> <p>第7 施工箇所が点在する工事について 施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。 なお、これにより難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。</p> <p>別表第2 撮影記録による出来形管理</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">撮 影 方 法</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">管 理 方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 撮影箇所の確認、寸法の判定ができるよう工夫する。</td> <td>1. 写真は施工の時期、工種、施工の順序が判定できるよう整理し、成果品（電子媒体含む）に編集する。</td> </tr> <tr> <td>2. 撮影箇所には次の事項を記入した黒板を用意し、整理説明の便となるよう工夫する。 (1)工事名 (2)工種及び種別 (3)作業内容 (4)測 点</td> <td>2. 完成検査及び既済部分検査の際は上記成果品を検査員に提示し、寸法出来形管理と併せて確認の資料とする。</td> </tr> <tr> <td>1 (5)設計数量・寸法 (6)実測数量・寸法 (7)略 図</td> <td>3. 工事写真の編集等については、富山県電子納品運用ガイドライン（案）「土木工事編」を参照すること。</td> </tr> <tr> <td>共 3. 写真は原則としてカラー撮影とする。 なお、写真ファイルの記録形式はJPEGとし、有効画素数は、黒板の文字が確認できることを指標（100万画素程度）とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">                     黒板記入例   </td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">                     写真例（基礎の高さ）   </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	撮 影 方 法	管 理 方 法	1. 撮影箇所の確認、寸法の判定ができるよう工夫する。	1. 写真は施工の時期、工種、施工の順序が判定できるよう整理し、成果品（電子媒体含む）に編集する。	2. 撮影箇所には次の事項を記入した黒板を用意し、整理説明の便となるよう工夫する。 (1)工事名 (2)工種及び種別 (3)作業内容 (4)測 点	2. 完成検査及び既済部分検査の際は上記成果品を検査員に提示し、寸法出来形管理と併せて確認の資料とする。	1 (5)設計数量・寸法 (6)実測数量・寸法 (7)略 図	3. 工事写真の編集等については、富山県電子納品運用ガイドライン（案）「土木工事編」を参照すること。	共 3. 写真は原則としてカラー撮影とする。 なお、写真ファイルの記録形式はJPEGとし、有効画素数は、黒板の文字が確認できることを指標（100万画素程度）とする。		黒板記入例 		写真例（基礎の高さ） 		<p>土木工事施工管理基準 第1～第6 [省略]</p> <p>【新設】</p> <p>別表第2 撮影記録による出来形管理</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">撮 影 方 法</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">管 理 方 法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 撮影箇所の確認、寸法の判定ができるよう工夫する。</td> <td>1. 写真は施工の時期、工種、施工の順序が判定できるよう整理し、成果品（電子媒体含む）に編集する。</td> </tr> <tr> <td>2. 撮影箇所には次の事項を記入した黒板を用意し、整理説明の便となるよう工夫する。 (1)工事名 (2)工種及び種別 (3)作業内容 (4)測 点</td> <td>2. 完成検査及び既済部分検査の際は上記成果品を検査員に提示し、寸法出来形管理と併せて確認の資料とする。</td> </tr> <tr> <td>1 (5)設計数量・寸法 (6)実測数量・寸法 (7)略 図</td> <td></td> </tr> <tr> <td>共 3. 写真は原則としてカラー撮影とする。 なお、写真ファイルの記録形式はJPEGとし、有効画素数は、黒板の文字が確認できることを指標（100万画素程度）とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">                     黒板記入例   </td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">                     写真例（基礎の高さ）   </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	撮 影 方 法	管 理 方 法	1. 撮影箇所の確認、寸法の判定ができるよう工夫する。	1. 写真は施工の時期、工種、施工の順序が判定できるよう整理し、成果品（電子媒体含む）に編集する。	2. 撮影箇所には次の事項を記入した黒板を用意し、整理説明の便となるよう工夫する。 (1)工事名 (2)工種及び種別 (3)作業内容 (4)測 点	2. 完成検査及び既済部分検査の際は上記成果品を検査員に提示し、寸法出来形管理と併せて確認の資料とする。	1 (5)設計数量・寸法 (6)実測数量・寸法 (7)略 図		共 3. 写真は原則としてカラー撮影とする。 なお、写真ファイルの記録形式はJPEGとし、有効画素数は、黒板の文字が確認できることを指標（100万画素程度）とする。		黒板記入例 		写真例（基礎の高さ） 		<p>【追記部分】第7 点在箇所の取扱いを記載</p> <p>【追記部分】別表 2 写真編集について、県の電子納品ガイドラインとの整合性を図る</p>
撮 影 方 法	管 理 方 法																													
1. 撮影箇所の確認、寸法の判定ができるよう工夫する。	1. 写真は施工の時期、工種、施工の順序が判定できるよう整理し、成果品（電子媒体含む）に編集する。																													
2. 撮影箇所には次の事項を記入した黒板を用意し、整理説明の便となるよう工夫する。 (1)工事名 (2)工種及び種別 (3)作業内容 (4)測 点	2. 完成検査及び既済部分検査の際は上記成果品を検査員に提示し、寸法出来形管理と併せて確認の資料とする。																													
1 (5)設計数量・寸法 (6)実測数量・寸法 (7)略 図	3. 工事写真の編集等については、富山県電子納品運用ガイドライン（案）「土木工事編」を参照すること。																													
共 3. 写真は原則としてカラー撮影とする。 なお、写真ファイルの記録形式はJPEGとし、有効画素数は、黒板の文字が確認できることを指標（100万画素程度）とする。																														
黒板記入例 																														
写真例（基礎の高さ） 																														
撮 影 方 法	管 理 方 法																													
1. 撮影箇所の確認、寸法の判定ができるよう工夫する。	1. 写真は施工の時期、工種、施工の順序が判定できるよう整理し、成果品（電子媒体含む）に編集する。																													
2. 撮影箇所には次の事項を記入した黒板を用意し、整理説明の便となるよう工夫する。 (1)工事名 (2)工種及び種別 (3)作業内容 (4)測 点	2. 完成検査及び既済部分検査の際は上記成果品を検査員に提示し、寸法出来形管理と併せて確認の資料とする。																													
1 (5)設計数量・寸法 (6)実測数量・寸法 (7)略 図																														
共 3. 写真は原則としてカラー撮影とする。 なお、写真ファイルの記録形式はJPEGとし、有効画素数は、黒板の文字が確認できることを指標（100万画素程度）とする。																														
黒板記入例 																														
写真例（基礎の高さ） 																														

# 新 旧 対 照 表

【 土木工事施工管理基準 】

改 正 後				現 行				備 考	
別表第3 1 コンクリート関係 材料 [省略]				別表第3 1 コンクリート関係 (1) 材料 [省略]				<p>【追記部分】別表 2 レディーミク ストコンクリ ート単位水量測 定・管理要領との 整合性を図る</p>	
工程	区分	規格値	管理方式	処 置	工程	区分	規格値		管理方式
1 コ ン ク リ ー ト	施 工	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合はそのまま施工してよい。		別に定めた工種について確認を行う。	1 コ ン ク リ ー ト	施 工	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合はそのまま施工してよい。		別に定めた工種について確認を行う。
		2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> を超え±20kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで運搬車の3台ごとに1回、単位水量の測定を行う。なお、「15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m <sup>3</sup> 以内の値を観測することをいう。		配合設計の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法20mm～25mmの場合は175kg/m <sup>3</sup> 、40mmの場合は165kg/m <sup>3</sup> を基本とする。			2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> を超え±20kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで運搬車の3台ごとに1回、単位水量の測定を行う。		配合設計の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法20mm～25mmの場合は175kg/m <sup>3</sup> 、40mmの場合は165kg/m <sup>3</sup> を基本とする。
		3) 配合設計に±20kg/m <sup>3</sup> の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し生コン製造者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内になることを確認する。					3) 配合設計に±20kg/m <sup>3</sup> の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し生コン製造者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内になることを確認する。		
		なお、管理値または指示値を超える場合は、1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。					なお、管理値または指示値を超える場合は、1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。		